

令和5年3月28日

町立小中学校保護者 様

久御山町教育委員会  
教育長 内田 智子

## 新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し 及び感染拡大防止対策の変更について

平素は、本町の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご家庭での健康観察等にご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

さて、「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」の通知が京都府教育委員会からありました。

つきましては、令和5年度の新学期以降の学校におけるマスク着用及び感染拡大防止対策の変更については下記のように対応させていただきます。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. マスク着用の考え方について

- 児童生徒・教職員とも、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない児童生徒がいることから、マスクの着脱は児童生徒本人やご家庭の判断でお願いします。
- 学校教育活動の中で「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、「十分な換気をする」「グループワークは少人数で実施し、大声での会話を控える」などの一定の感染症対策を講じて行います。（部活動等において同様の活動を行う場合も同様とします。）
- 入学式等の儀式的行事においても、児童生徒・教職員・ご来賓・保護者の皆さまは、マスクの着用を求めないことを基本としています。ただし、国歌等を歌唱する場合で一定の間隔が確保できない場合はマスクの着用をお願いする場合があります。

#### 2. 感染拡大防止対策の変更について（現在の地域の感染状況を踏まえて）

- 健康観察カードの使用は見合わせるものとします。ただし、ご家庭では、毎朝の検温等の健康観察を必ず行い、児童生徒本人に発熱や咽頭痛、咳等普段と異なる症状がある場合はこれまでどおり登校を控えてください。
- 同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられるが、児童生徒本人に普段と異なる症状がない場合は登校を控えていただく必要はありません。ただし、児童生徒本人が濃厚接触者となった場合はこれまでどおり出席停止とします。

#### 3. その他

- 食事の前後の手洗いを徹底するとともに、喫食に当たっては、大きな声での会話を控えたり机を向かい合わせにしない等対策を行いますが、黙食は必要ないこととします。給食当番については、配膳時にエプロンとマスクの着用をお願いしています。